

令和 7 年度 P T A ・ 社会教育関係団体対象学習会助成事業要項

令和 7 年 3 月
大阪市此花区役所

◇学習会助成事業とは

P T Aをはじめとする社会教育関係団体や生涯学習を目的とするグループが、区役所と協働して人権や家庭教育に関する学習会を実施する場合に、区役所が講師謝礼等を一部負担する事業です。

◇助成の対象となる団体・グループ

日常的に自主的な活動をしている次のような団体・グループが、人権や家庭教育に関する学習会を行う場合が対象となります。

○対象：幼稚園や学校の単位・合同 P T A

その他、区において生涯学習や社会教育に関する活動を行っている団体・グループ

◇対象となる学習会の条件

○概ね令和 7 年 5 月 1 日～令和 8 年 2 月 28 日に行う事業であること

○1 回 1 時間以上であること

○団体・グループの会員を対象とすること（20 人以上で開催してください）

※次のような活動は、助成の対象となりません。

- ・ 特定の政党や、その他の政治団体の利害に関する活動
（公の選挙にかかわって特定の候補者を支持したり反対したりする活動など）
- ・ 特定の宗教の普及を目的とした活動（教義内容の学習会など）
- ・ 営利目的で行われる活動（材料費などの実費以外の受講料を参加者から徴収する活動）

◇対象となる学習内容

①人権に関する内容

子ども・女性・障がいのある人・外国籍住民・高齢者など、社会的に不利な立場になりやすい人々をとりまく人権の課題、同和問題、平和・環境問題、個人情報保護など。

例：身元調査と個人情報の保護、多文化共生社会の理解

「虐待」「いじめ」など、子どもをとりまく人権の課題

男女共同参画社会について、女性をめぐる社会制度と法律

障がいのある人も暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくり

お互いの人権を尊重しあう人間関係づくり、コミュニケーショントレーニング

②家庭教育に関する内容

家庭教育や子育て、今日の子どもたちをめぐる様々な課題について

例：思春期の子育て～思春期の子どもたちのこころ・からだ～

親子で学ぶ防犯教室～地域安全マップづくり～

子どもの自尊感情を育てるほめ方・しかり方

子どもの睡眠と食事について、歯の健康について

子どもの事故と病気、応急処置について

子育て中の保護者のためのストレスマネジメント～こころとからだの癒しワーク～

◇助成の対象となるもの

報償金：講師に対する謝礼金および一時保育謝礼（詳しくは、下表参照）

- ※ 1 団体・グループが 2 回以上、助成を受けることも可能ですが、1 団体あたり **35,000 円** までの助成となります。
- ※ 当事業は、あくまで経費の一部助成事業であり、**必ずしも申請どおりの額が助成されるとは限りません**ので、あらかじめご了承ください。
- ※ 一時保育とは、保護者が安心して学習することができるよう、講座の時間中、子どもを別室で保育ボランティアグループのメンバーに預けることをいいます。保育ボランティアグループに依頼し、保育場所も確保してください。

◇報償金基準表 （原則、太字の額を助成することになります。）

区分	1 時間あたりの金額（税込み）	職別
講師	7,100 ～11,400 円	大学教授、中央官庁の局部長、民間の著名専門家 例：臨床心理士、弁護士、医師、ジャーナリストなど
	6,200 ～9,500 円	大学准教授、中央官庁の課長、民間の専門研究員 例：〇〇研究所の所長、NPO 代表など
	5,200 ～7,600 円	大学講師、中央官庁の課長補佐、元市（区）PTA 協議会役員 例：〇〇研究所のメンバー NPO 役員など
	4,300 ～5,700 円	団体役員、中央官庁の主任、民間の技術者 例：ボランティアグループのメンバー、大阪市以外の教員
本市職員	0 円	

※本市「講師に係る謝礼金の取扱基準」に準じています。

保育	1,000～1,500 円	保育ボランティアグループのメンバー ※必ずグループに所属している方に依頼してください。
----	---------------	--

- 【注 1】 座談会形式である学習会の講師や、複数の講師への謝礼金は、基準額の 8 割以内 の額とします。また、講師補佐（助手）については、基準額の 5 割以内 の額とします。
- 【注 2】 講師が同一内容の講義等を 2 回以上行う場合は、2 回目以降の謝礼金は減額となります。
- 【注 3】 **原則として、講義 1 時間あたりの単価は、太字の額になります。**ただし、特別の事情がある場合は、当該講師の業績、著名度、他の講師との均衡などを考慮して、単価の幅の範囲内において個々に区役所が決定します。この場合、講師に関する資料（プロフィール、講演履歴等）を提出してもらうことがあります。
- 【注 4】 謝礼金の手取額は、原則として所得税 10.21% を差し引いた額になり、講師の口座に振り込まれます。
- 【注 5】 学習会、一時保育に関わる部屋の使用料は助成対象外です。

（参考）助成の一例

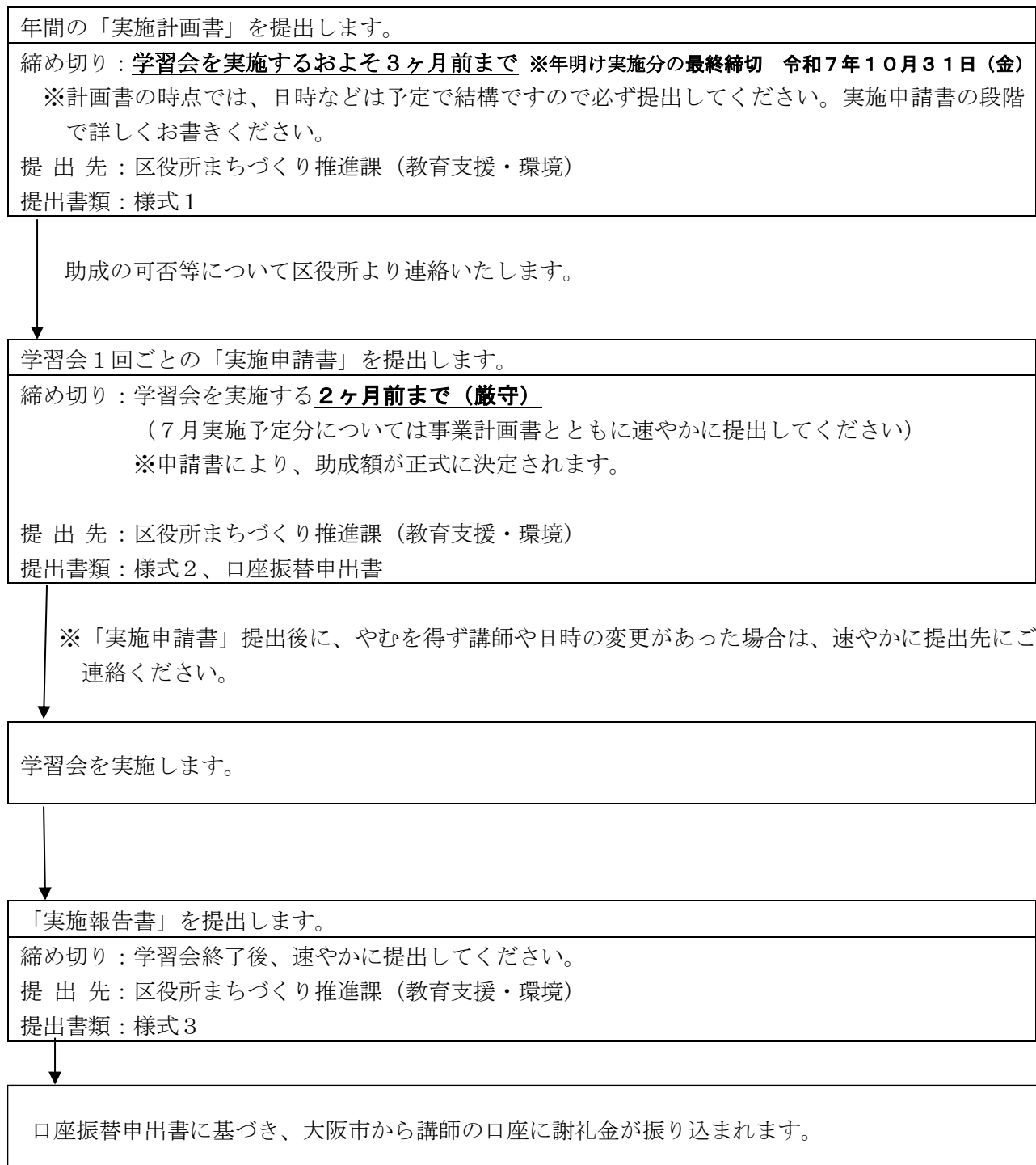
大学教授と講師補佐（准教授）に 2 時間の学習会を頼んだ場合

教授分（講師） @7,100×2h=14,200 円

准教授分（講師補佐） @6,200×0.5×2h=6,200 円 （講師補佐の謝礼金は基準の半額以内）

合計：20,400 円

◇申請の手続き



※連絡先は、4ページにあります。

◇ その他 注意事項

- ①主催団体・グループの会員が講師をつとめる場合は、助成対象となりません。
- ②いくつかのPTAなどが合同で実施する学習会も助成の対象となります。
- ③講演会、シンポジウム以外の形式でも助成を受けることが可能な場合があります。
（ワークショップ、講演とイベントの複合事業など）
但し、いずれも学習的要素を含む内容で実施していただく必要があります。
- ④本市が、事業実施にあたり知り得た個人情報については、個人情報保護法及び大阪市個人情報保護条例に則り、厳正に取り扱います。各団体・グループにつきましても、個人情報の適切な取り扱いをお願いいたします。

◇問合せ・書類提出先

大阪市此花区役所 まちづくり推進課（教育支援・環境） 鳩野・隈元

〒554-8501 大阪市此花区春日出北1－8－4

電話 06-6466－9743 FAX 06-6466-9919